

起業支援事業



千歳市内で起業する方を
応援します！



1 対象者

起業する方 又は 起業後 180 日以内の方

※個人の場合は申請時に千歳市に住民登録を行っていること。また、法人の場合は申請時に千歳市内に登録がされていること。

2 対象経費

店舗改装費、店舗賃借料、広告宣伝費

※広告宣伝費は需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び筆耕翻訳費）が対象
店舗改装費は内外装、給排水設備、電気・ガス、空調設備等建物に附合する工事とし、新築も対象

3 補助内容

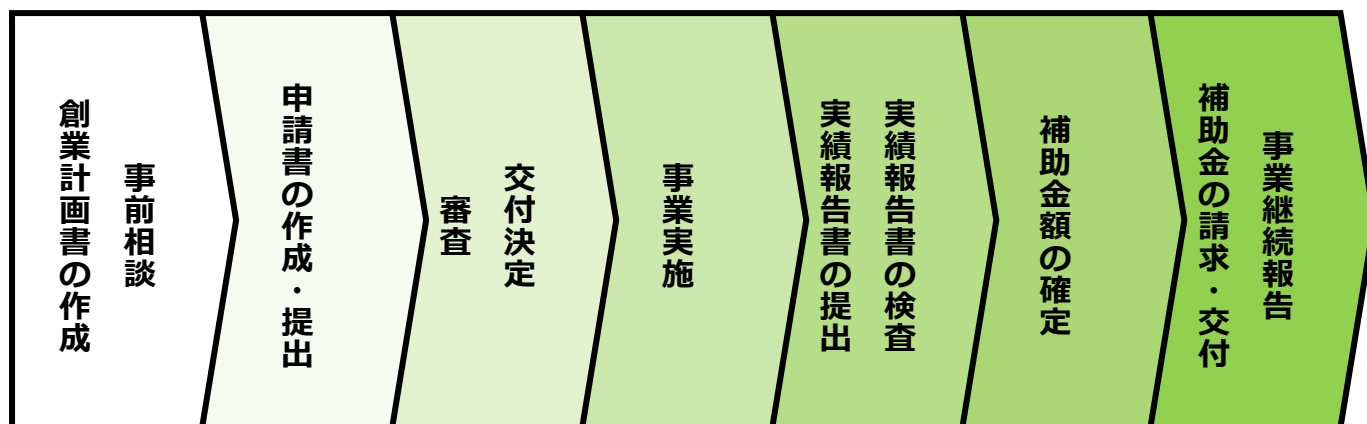
上限 50 万円、補助率 1 / 2 以内

4 募集期間

随時受付（ただし、予算がなくなり次第、受付を終了します）

○詳細については、商業等活性化事業補助金交付申請の手引き、要綱を必ずご確認ください。

【補助金交付の流れ】



※交付決定日以降に実施したものに係る経費が補助対象となります。

【申請要件】

次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 「特定創業支援等事業による支援」を受けたことの証明書を有していること
- (2) 金融機関 又は 日本政策金融公庫で、申請する事業に係る創業関連の融資を受けていること
- (3) 千歳商工会議所の会員になり、交付決定又は起業した日のどちらか遅い方の日から1年間、3か月に1回以上、継続して経営指導を受けること

【留意事項】

- ・過去に事業を営んだことのある方は対象となりません。
- ・風営法第2条に規定する営業やフランチャイズ・代理店契約等による事業、2親等以内の親族から引き継ぐ事業などは対象外です。

【問合せ先】

千歳市産業振興部商業労働課商業振興係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

TEL 0123-24-0598

E-mail shogyorodo@city.chitose.lg.jp